

動、署名活動。

- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (12) 本クラブ内の秩序を乱す行為。
- (13) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認める行為。

第16条 (損害賠償責任免責)

1. 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ピジターについても同様とします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第17条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ピジターについても同様とし、会員は、当該ピジターと連帯して責を負うものとします。

第18条 (会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第20条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第21条により会社に除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 第22条により、入会手続きを行った施設の全部が閉鎖された場合で、かつ他の施設へ移籍手続きを行なわなかったとき。
- (5) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。

第19条 (休会)

本クラブの一部の会員区分においては、休会制度があります。

第20条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。会社は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

第21条 (会員に対する処分)

次の各号に該当する場合、会社は、その会員に対して警告あるいは本クラブから除名することができます。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3) 第15条各号で禁止される行為を行なったとき。
- (4) 第23条(ただし、同条第4号なお書きおよび第5号を除く)に該当したとき。
- (5) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (6) 法令に違反したとき。
- (7) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認められたとき。

第22条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。

- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第23条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2) 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
- (5) 第15条各号で禁止される行為を行なったとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第24条 (利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (3) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
- (4) 妊娠されていることが判明したとき。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第25条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。
2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第26条 (会則の改定)

会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第27条 (告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

第28条 (法人個人会員に関する附則)

自らが所属する法人、健康保険組合等と会社との法人会員契約(以下「法人契約」という)に基づく法人個人会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

- (1) 第5条(入会資格)について、同条第1項各号以外に、自らが所属する法人、健康保険組合等が会社と法人契約を締結した時点で入会資格が与えられ、第6条(入会手続き)の定めに従って手続きを終えた後に、第10条(会員資格の取得)に定める会員資格を取得します。
- (2) 第18条(会員資格喪失)について、法人契約が終了・変更した場合、会員資格を喪失することとなります。
- (3) 第25条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)について、同条第1項および第2項以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従っていただきます。

ご入会ありがとうございます。

会則

クラブ会員会則

第1条 (定義)

本会則は、「コナミスポーツクラブ」(以下「本クラブ」という)の会員ならびに本クラブに入会される方に適用します。

第2条 (目的)

本クラブは、本クラブの会員が本クラブの施設を構成する各種サービズゾーン(以下「諸施設」という)を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第3条 (管理運営)

本クラブのすべての施設は、「株式会社コナミスポーツ&ライフ」(以下「会社」という)が経営し、会社は、管理運営にあたる事務所を各施設内におきます。

第4条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。
3. 会員が、本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示またはお預けいただけます。

第5条 (入会資格)

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、本クラブに入会いただける方は、これらの項目全てを満たす方とします。

- (1) 各会員区分において別途定める資格を満たす方。
- (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意いただいた方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
- (6) 会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。

第6条 (入会手続き)

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きが必要となります。
 - (1) 所定の申込書類により入会申込手続きを行っていただきます。
 - (2) 会員区分に従って第9条に定める諸費用等を会社に払い込みいただきます。
2. 前項に定める入会手続きを行なっていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただけます。なお、所定の入会手続きおよび審査手続きが終了したにも関わらず、終了日から所定の期間内に会員証を受領しないときには、入会申込を取り消したものとみなします。この場合、第9条第4項の定めに関わらず、既に払い込みいただいた諸費用等から審査および会員証発行に要した費用その他の会社の損害を控除した残額を返還するものとします。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただけます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第7条 (届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。
2. 会社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知の発送をもって通知の効力を

有するものとします。

第8条 (個人情報保護)

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第9条 (諸費用)

1. 会員区分毎の諸費用は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが入会する会員区分に応じてそれぞれの諸費用を払い込みいただきます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員区分において必要となる会員資格喪失時までの諸費用をお支払いいただきます。
4. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第10条 (会員資格の取得)

第6条の入会手続きを行い、かつ会社が別途定める審査手続きが終了したときには、本クラブは、会員証を発行するものとします。この会員証を受け取り、入会手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第11条 (会員資格の相続・譲渡)

本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

第12条 (ビジター)

1. 本クラブの一部の会員区分においては、以下の条件を全て満たすことにより、会員以外の方(以下「ビジター」という)も、本クラブの諸施設をご利用いただけます。
 - (1) 会員の同伴
 - (2) 別に定める施設利用料の支払い
 - (3) 第14条の遵守
2. ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第13条 (その他会員以外の施設利用)

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方による施設の利用を認めることができます。

第14条 (諸規則の遵守)

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」という)の指示に従っていただきます。

第15条 (禁止事項)

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げ、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をついたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活

ご入会にあたり

本クラブでは会員の皆様に安全で快適なフィットネスライフをお送りいただくために、下記事項について、ご確認をいただいております。

内容をご確認のうえ、確認書の所定欄に、ご署名・ご捺印ください。

【クラブの目的】

- ①本クラブは、心身の育成、健康維持、健康促進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的としています。

【コナミスポーツクラブ会員制度について】

- ①エグザスにおいては年齢満16才以上、グランサイズにおいては年齢満20才以上（別途定める場合を除く）、運動塾・スクール・ウエルネスにおいては各コース別に定められた資格に該当する方で、本クラブの会則に従い、その他別途会社が定める項目全てを満たす方が会員になれます。
- ②ご利用にあたっては、会則、および施設内諸規則を遵守してください。
- ③会則、および施設内諸規則に違反した場合は、除名処分となることがあります。

【安全管理】

- ①フィットネスは、身体に適度な負荷をかけることにより、より健康な状態を実現するものですが、疾病がある場合は、逆に健康を害することがあることをご認識ください。
- ②体調に不安のある方、特に現在疾病で治療中または既往症のある方ならびにお薬を服用されている方は、医師にご相談のうえご入会されることをお勧めします。
- ③妊娠されている方は、専用プログラム（ご用意していない施設がございます。）のみをご利用いただいております。なお、ご入会後に妊娠されたときは、特別休会制度をご用意いたしておりますので、必ずご相談ください。
※特別休会制度とは、手続きから2年間無料で休会いただける制度です。
- ④本クラブへの貴重品のお持ち込みは、お断りしております。
- ⑤その他別途定める施設利用上の諸注意を遵守の上、ご利用ください。

【会費納入】

- ①当クラブの月会費は（前納制・当月払い）です。月会費のお届け口座からの引落日は、お取扱いの金融機関により異なります。

お客様の毎月の引落日_____日

※引落日が金融機関の休業日にあたる時はその翌営業日となります。

お客様がご利用のクレジットカード会社

オーエムシーカード/その他（_____）

初回引落日

_____月 _____日 _____月分

_____円（税込）

- ②お通帳への印字は「クレジットカード会社名」、「スポーツクラブカイヒ」等となります。
- ③当月の引き落としができない場合、翌月以降に合算して引き落とさせていただく場合がございます。
- ④2回連続して引き落としができない場合は、会則により除名処分とさせていただく場合があります。なお、除名処分となった日までの諸費用を請求させていただきます。
- ⑤一旦納入いただいた諸費用は、特別の理由がない限りご返金いたしかねますのでご了承ください。
- ⑥会員資格取得後、会員資格喪失までは、施設ご利用の有無に関わらず諸費用をお支払いいただき、特別の理由がない限りご返金もいたしかねますのでご了承ください。なお、グランサイズ会員におかれましては、別途の「グランサイズ会員細則」が適用されますのでそちらをご覧ください。

【各種届出】

- ①以下の場合、お届け出が必要となりますので、当クラブのフロントまでお申し出ください。
会員証の紛失、住所変更、お届け口座変更、コース変更、休会（一部会員区分に限る）、その他入会申込書に記載した内容の変更
- ②お引越等で他施設への移籍をご希望される場合は、当クラブのフロントにてご相談ください。

【退会手続き】

- ①都合により退会をされる場合は、必ず書面での手続きが必要です。
- ②退会ご希望月の10日までの営業日に、当クラブのフロントにてお手続きください。
（例）10月末で利用終了を希望→10月10日までにお手続きが必要
※10日がメンテナンス日で営業を行っていない場合、前営業日の受付時間内にお手続きください。
- ③お電話での退会は、お受けいたしかねます。

会 則

第1条 (定義)

本会則は、「コナミススポーツクラブ」(以下「本クラブ」という)の会員ならびに本クラブに入会される方に適用します。

第2条 (目的)

本クラブは、本クラブの会員が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーン(以下「諸施設」という)を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第3条 (管理運営)

本クラブのすべての施設は、「株式会社コナミススポーツ&ライフ」(以下「会社」という)が経営し、会社は、管理運営にあたる事務所を各施設内におきます。

第4条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。
3. 会員が、本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示またはお預けいただけます。

第5条 (入会資格)

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。

- (1) 各会員区分において別途定める資格を満たす方。
- (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意いただいた方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。
なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
- (6) 会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。

第6条 (入会手続き)

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きが必要となります。
 - (1) 所定の申込書類により入会申込手続きを行っていただけます。
 - (2) 会員区分に従って第9条に定める諸費用等を会社に払い込みいただけます。
2. 前項に定める入会手続きを行なっていた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承いただけます。なお、所定の入会手続きおよび審査手続きが終了したにも関わらず、終了日から所定の期間内に会員証を受領しないときには、入会申込を取り消したものとみなします。この場合、第9条第4項の定めに関わらず、既に払い込みいただいた諸費用等から審査および会員証発行に要した費用その他の会社の損害を控除した残額を返還するものとします。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第7条 (届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。
2. 会社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第8条 (個人情報保護)

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第9条 (諸費用)

1. 会員区分毎の諸費用は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが入会する会員区分に応じてそれぞれの諸費用を払い込みいただけます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員区分において必要となる会員資格喪失時までの諸費用をお支払いいただきます。
4. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第10条 (会員資格の取得)

第6条の入会手続きを行い、かつ会社が別途定める審査手続きが終了したときには、本クラブは、会員証を発行するものとします。この会員証を受け取り、入会手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第11条 (会員資格の相続・譲渡)

本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

第12条 (ビジター)

1. 本クラブの一部の会員区分においては、以下の条件全てを満たすことにより、会員以外の方(以下「ビジター」という)も、本クラブの諸施設をご利用いただけます。
 - (1) 会員の同伴
 - (2) 別に定める施設利用料の支払い
 - (3) 第14条の遵守
2. ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第13条 (その他会員以外の施設利用)

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方による施設の利用を認めることができます。

第14条 (諸規則の遵守)

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」という)の指示に従っていただきます。

第15条 (禁止事項)

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
 - (12) 本クラブ内の秩序を乱す行為。

(13) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認める行為。

第16条 (損害賠償責任免責)

1. 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第17条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員は、当該ビジターと連帯して責を負うものとします。

第18条 (会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第20条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第21条により会社に除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 第22条により、入会手続きを行った施設の全部が閉鎖された場合で、かつ他の施設へ移籍手続きを行わなかったとき。
- (5) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。

第19条 (休会)

本クラブの一部の会員区分においては、休会制度があります。

第20条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。会社は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

第21条 (会員に対する処分)

次の各号に該当する場合、会社は、その会員に対して警告あるいは本クラブから除名することができます。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3) 第15条各号で禁止される行為を行なったとき。
- (4) 第23条(ただし、同条第4号なお書きおよび第5号を除く)に該当したとき。
- (5) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (6) 法令に違反したとき。
- (7) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第22条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導によ

る場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第23条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2) 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
- (5) 第15条各号で禁止される行為を行なったとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第24条 (利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (3) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
- (4) 妊娠されていることが判明したとき。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第25条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。
2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第26条 (会則の改定)

会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第27条 (告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

第28条 (法人個人会員に関する附則)

自らが所属する法人、健康保険組合等と会社との法人会員契約(以下「法人契約」という)に基づく法人個人会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

- (1) 第5条(入会資格)について、同条第1項各号以外に、自らが所属する法人、健康保険組合等が会社と法人契約を締結した時点で入会資格が与えられ、第6条(入会手続き)の定めに従って手続きを終えた後に、第10条(会員資格の取得)に定める会員資格を取得します。
- (2) 第18条(会員資格喪失)について、法人契約が終了・変更した場合、会員資格を喪失することとなります。
- (3) 第25条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)について、同条第1項および第2項以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従っていただきます。